

第 1 2 4 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 6 月 1 8 日 (金) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 6 月 1 8 日 (金) 午後 2 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 6 月 1 8 日 (金) 午後 2 時 3 0 分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供二丁目 3 番 1 6 号 ほっとプラザ大供 3 階第 3 研修室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 名 欠席 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	欠席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司 参事監 真田 明彦
総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 三浦 諭 主任 中島 明子

- 7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
(4) 転用事業計画変更承認申請について
(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
(6) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
(4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
(5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について
- (2) その他

- 9 議事録署名委員の番号及び指名 5 番 浦上 和己 1 3 番 小林 弘幸

10 議事の内容

- 議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第124回総会を開会します。(あいさつ)
- 議 長 議事録署名委員を指名します。5番 浦上委員、13番 小林委員にお願いします。
- 議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。
- 三浦係長 議案の訂正等はありません。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1ページ1番、受人は津寺に居住し、世帯で約3.5ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により惣爪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は撫川に居住し、世帯で約3.3ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は加茂に居住し、世帯で約48アールの農地を耕作する農業者で、増反により加茂の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は学南町一丁目に居住し、世帯で約75アールの農地を耕作する農業者で、増反により大崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 (異議なし)

議 長 次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 5番、受人は御津平岡西に居住し約37アールの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により御津平岡西の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件

をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は御津石上に居住し、約99アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津平岡西の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は建部町富沢に居住し、44アールの農地を耕作する農業者で、増反により建部町富沢の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は建部町品田に居住し、約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により建部町品田の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は倉敷市林に居住していますが、建部町品田の田及び畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

営農計画書によりますと、普通野菜及びブドウを栽培予定で、住居も耕作地近隣への移転を検討中とのことです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、5番から9番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 (異議なし)

※会長退出、池上職務代理に議長交代

議長 次に、南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 10番、受人は南区西畦に事務所を置き、61.9ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反(受贈)により西畦の田を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がなく、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は南区東畦に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、受贈により東畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて

満たしていると考えます。

職務代理 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

長瀬委員 南区協議会で、10番と11番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 (異議なし)

職務代理 それでは申請等(1)については、北・吉備地区1番から南区11番までの11件ですが、全件許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 (異議なし)

職務代理 それでは、そのように決定します。

※ 会長入室、議長交代

議長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局から願います。

三浦係長 3ページ1番、転用目的は農業用露天駐車場及び露天資材置場です。

申請人は延友に居住し、約57アールを耕作する農業者ですが、申請人の所有地であり耕作地近隣の申請地を、農業用露天駐車場及び露天資材置場として利用することで、営農効率化を図ろうとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区の協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

小橋委員 北・吉備地区協議会で1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 (異議なし)

議長 次に、南区の説明を事務局から願います。

中島主任 2番、本件は令和2年10月に農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。

受人は、南区東畦の父の所有する実家に、夫婦と長女、父親と生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、将来農業を継ぐことも考慮し、実家近くの自己所有の申請地に分家住宅を建築するものです。なお現居所には、引き続き父が居住するとのこと。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地で高性能農業機械による営農に適している甲種農地ですが、自己所有の土地で他に代替地がなく、日常生活上必要な施設で集落に接続するものであることから、例外的に許可が可能。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

長瀬委員 南区協議会で2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見

としており、農業委員としても同様の意見です。

議
全
議

全
議

三 浦 係 長

長
員
長
員
長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

(異議なし)

それでは、申請等(2)については北・吉備地区1件、南区1件の計2件ですが、いずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定いたします。次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

4 ページ1番、令和3年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は境内地及び露天駐車場です。

申請人は昭和28年に設立され、基本財産1,500万円で北区菅野に主たる事務所を置く宗教法人で、幸福寺を運営しています。

現在、幸福寺の境内地は長年の増改築により手狭となり、日蓮上人の銅像を新たに設置することができず、また、行事や法事のための参拝者が利用する露天駐車場が不足し周辺道路での路上駐車が発生している状況であることから、幸福寺に近接する申請地を取得し、境内地及び露天駐車場を設置しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は農業用通路です。

申請人は吉宗に居住する農業者で、申請地に隣接する耕作地への進入路がなく、他者の農地を通らせてもらっている現状があり不便なため、耕作地隣接の申請地を所有権移転し、農業用通路として転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、農業用通路は農用地利用計画に指定された用途にあたり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番と4番は同じ地域ですので、併せて説明します。

令和3年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は、いずれも自己住宅です。

3番、申請人は南区南輝二丁目の借家に妻と子ども2人の4人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人および妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人らは尾上の借家に子ども1人の3人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、生活環境が変わらず、申請人(妻)の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分はいずれも、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的を露天資材置場とする永久転用目的の一時転用申請です。転用期間は許可日から3年間です。

申請人は昭和45年に設立され、資本金3,300万円で北区万成東町に本店を置き、建設業を主な事業としています。

現在、申請人は、申請地の近接地を露天資材置場として利用していますが、事

業伸展に伴い露天資材置場の拡大が必要となり、既存の露天資材置場に近接する申請地に賃貸借権を設定し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
角南委員 お願いします。

議長 中・中央地区協議会で、1番から5番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 (異議なし)

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

三浦係長 4ページ6番と8番は同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

6番、申請人は現在、撫川の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人の職場に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は現在、久米の賃貸住宅に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人と妻、各々の職場に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は露天駐車場で、永久転用目的の3年間の一時転用申請です。

申請人は高松にて、収集運搬業を営む法人ですが、事業拡大で新規に従業員を雇用するにあたり、従業員が利用する駐車場を確保する必要性が生じたため、法人所在地近隣の申請地に賃貸借権を設定し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は露天資材置場です。

申請人は東花尻にて、建設業を営む法人ですが、事業拡大に伴い建設資材の量が増加し、既存の露天資材置場だけでは手狭となり、隣接する申請地を敷地拡張して一体利用を図るため、申請地の所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で6番から9番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 (異議なし)

議長 次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 10番、転用目的は建売住宅です。

受人は御津野々口で不動産業を営んでおりますが、近隣に工業団地があり、また駅から近隣で住宅の需要があることから、申請地を所有権移転し、建売住宅1棟を建築しようとするものです。

農地区分は、半径300m以内に駅が存在する3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、本年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。

受人は倉敷市茶屋町の賃貸住宅に居住していますが、子どもができ、住居が手狭となったこと、また今後実家の農業に従事していくことから、実家に隣接する父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅です。

受人夫婦は御津宇垣の妻の実家に両親と同居していますが、子どもが生まれる予定で現住居が手狭であるため、実家近隣で親の面倒を見るのに都合の良い父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は露天駐車場です。

受人はこの度、建部町富沢地内でカフェ及びギャラリーを経営する予定ですが、来客用の駐車場がないため、隣接する申請地を取得し露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

浦上委員 御津・建部協議会で、10番から13番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長
全 員
議 長
中 島 主 任

他の委員さん、何かご意見がありますか。

(異議なし)

次に南区の説明を事務局からお願いします。

14番から21番は同じ地域ですので、一括して説明します。

本件は、令和3年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は、いずれも自己住宅です。

14番、受人は南区藤田の借家に妻と子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫婦の勤務先から近い申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

15番、受人は中区平井三丁目の借家に妻と子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫婦の勤務先から近く通勤に便利な申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

16番、受人は南区芳泉四丁目の借家に妻と子ども3人の5人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭になったことから、妻の勤務先に近い申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

17番、受人は玉野市槌ヶ原の借家に、妻と子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫の勤務先が近い他、妻の実家からも近く相互に協力がしやすい申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

18番、受人は南区郡の借家に妻と子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫婦の勤務先から近く通勤に便利な申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

19番、受人は南区藤田の借家に妻と子ども3人の5人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭になったことから、妻の実家に近く相互に協力がしやすい申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

20番、受人は南区当新田の借家に夫婦と子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭となったことから、夫婦の勤務先から近く、通勤に便利な申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

21番、受人は南区藤田の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、現在生活している場所が近く、生活環境が変わらない他、親族(妻の姉)の家も近く、相互に協力がしやすい申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、区役所から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、受人は東区君津の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫婦の勤務先から近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、本件は令和2年10月に農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

受人は倉敷市児島元浜町の借家に、妻と子ども2人の4人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭となったことから、実家に隣接し、農業の手伝いや相互に協力がしやすい父所有の申請地を使用貸借して自己住宅を建

築しようとするものです。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地で高性能農業機械による営農に適している甲種農地ですが、父の所有する農地で他に代替地がなく、日常生活上必要な施設で集落に接続するものであることから、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。

受人は南区妹尾にて内装業を営んでいる者で、業務拡張により、増車する計画がありますが、駐車場が不足していることから、事務所に隣接し、業務を行う上で便利な申請地を所有権移転して、露天駐車場及び露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番から27番までの3件は同じ地域ですので、併せて説明します。いずれも原形復旧を行う一時転用であり、転用期間は許可日から3年間で、転用目的は露天駐車場です。

25番、受人は南区藤田地内にて鉄工業を営む者ですが、自社の所有する露天駐車場が一杯な状態であり、作業を行う上で支障をきたしていることから、国道30号線から近く、利便性が高いことや、事務所からも近い申請地に賃借権を設定して、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

26番、受人は南区浦安南町にて運送業を営む者ですが、藤田地内で露天駐車場として借り上げていた駐車場を返却することとなり、代替の露天駐車場を必要としていたもので、国道30号線からも近く、利便性が高い他、事務所からも近い申請地に賃借権を設定して、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

27番、受人は南区藤田にて自動車整備販売業を営む者ですが、近隣にて露天駐車場を借り上げて使用していますが、車両が増えて飽和状態となっていることから、国道30号線から近く利便性が高い他、事務所に隣接する申請地に賃借権を設定して露天駐車場として一時転用しようとするものです。

いずれも農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地で高性能農業機械による営農に適している甲種農地ですが、原形復旧を行う一時転用であることから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、転用目的は自己住宅です。

受人は、南区妹尾崎の妻の父の所有する実家に夫婦と子ども4人、両親と妻の弟の9人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭になったことから、妻の実家から近く相互に協力しやすい父の所有する申請地に使用貸借権を設定して、自己住宅を建築するものです。なお実家には、両親、弟が引き続き生活するとのことでした。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、転用目的は自己住宅です。

受人は、南区福島三丁目の借家に妻と子ども2人の4人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫の実家から近く相互に協力しやすい申請地を所有権移転して、自己住宅を建築するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題

ないと考えます。

30番と31番は同じ地域ですので併せて説明します。いずれも令和3年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

30番、受人は北区花尻みどり町の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭になったことから、妻の実家から近く相互に協力しやすい申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

31番、受人は北区田中の官舎に夫婦、子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭となったことから、妻の実家から近く相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

32番、転用目的は自己住宅です。

受人は倉敷市茶屋町の借家に、妻との2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭になったことから、妻の実家に近くなり、行き来しやすい申請地を所有権移転して、自己住宅を建築するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員 南区協議会で、14番から32番までの19件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 (異議なし)

議長 それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区32番までの32件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 8ページ1番、前回保留の案件です。平成30年5月18日付で露天資材置場を目的に一時転用許可となった案件で、申請地を適正に利用するために利用計画図を変更し、一時転用期間を12か月間延長し当初の許可日から4年間にしようとするものです。転用事業者の変更はありません。

申請地は、一時転用期間において計画通りの利用実績がないため一時転用後の永久転用が見込まれませんが、当初転用者は、引き続き露天資材置場として利用する必要があり、永久転用を希望していることから、利用計画図を利用実態に即したものに變更し、計画通りの利用実績を確保するため一時転用期間を1年間延長しようとするものです。

期間延長を認めるにあたり、申請地南側の用悪水路の復旧を指導し、それが未了であるため保留となっていました。地区協議会までに復旧工事が終了していることを確認しています。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
 角南委員 お願いします。
 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、承認意見としており、
 農業委員としても同様の意見です。
 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
 全 員 異議なし
 議 長 それでは申請等（4）については、中・中央地区の1件を承認と決定してよろ
 全 員 しいですか。
 異議なし。
 議 長 それではそのように決定いたします。次に申請等（5）岡山市農用地利用集積
 三浦係長 計画の決定について、所有権の移転、を事務局から説明してください。
 9ページ北・吉備地区1番の1件です。これは、農地中間管理機構である担い
 手育成財団が行う売買事業で、財団から耕作者への所有権移転です。
 計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
 と考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。
 議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
 全 員 （異議なし）
 議 長 それでは、申請等（5）は原案どおり決定してよろしいですか。
 全 員 （異議なし）
 議 長 それでは、原案のとおり決定いたします。
 議 長 次に申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局
 三浦係長 より説明をお願いします。
 10ページ1番から11ページ5番までの5件で、権利の種類及び内容はご覧
 のとおりで、すべて相続による所有権取得です。あっせん希望はありません。
 各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。
 議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
 全 員 （異議なし）
 議 長 それでは、申請等（6）の5件ですが、問題なく受理と決定します。
 議 長 次に、報告について事務局から説明をお願いします。
 中島主任 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、12ペ
 ージ1番から10番までの10件で、転用目的は宅地造成2件、道路1件、露天
 駐車場1件、長屋住宅・共同住宅3件、敷地拡張1件、自己住宅1件、墓地1件
 で、専決日は備考欄のとおりです。
 報告（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、13ペ
 ージ1番から10番までの10件で、転用目的は露天駐車場3件、共同住宅2件、
 自己住宅1件、倉庫等1件、分譲住宅地3件で、専決日は備考欄のとおりです。
 報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については14ペ
 ージ1番から5番までの5件で、耕作目的4件、転用目的1件です。離作料は記
 載のとおりとなっています。
 報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、15ページ
 1番2番の2件で、内容は農業用倉庫等2件です。
 報告（5）農地改良届については、16ページ1番から3番までの3件で、内
 容は、普通野菜畑2件、育苗圃1件です。
 議 長 これらの報告について、ご質問等がありますか。

全 員 (ありません。)
議 長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 第2号議案を説明
議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。
事 務 局 次回総会予定(7月19日(月)勤労者福祉センター4階会議室)
職 務 代 理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 時 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員